

(参考)

「犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）」及び「平成11年農林水産省告示第1628号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規程に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）」の改正の概要について

1 現行制度の概要（別添参考1）

(1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）は、狂犬病の発生の予防及びまん延の防止を図るため、①飼い犬の登録、②犬の狂犬病の予防注射、③野犬の捕獲、④犬等の輸出入検疫の制度を設けており、このうち④に関する事務については、農林水産省が所管している。

具体的には、犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）において、本邦へ犬等（犬、猫その他の動物をいう。以下同じ。）を輸入する場合には、動物検疫所において原則として狂犬病の最大潜伏期間である180日間の係留期間が必要とされている。

(2) 一方、本邦へ輸入される犬等について、輸入元の地域が狂犬病の清浄地域であるか否か、当該犬等の飼養状況や狂犬病の予防注射の実施状況等を勘案し、我が国に狂犬病ウイルスを持ち込むリスクの程度に応じて、(1)の180日間の係留期間を短縮する措置を講じている。

また、狂犬病の清浄地域（以下「指定地域」という。）については、平成11年12月27日農林水産省告示第1628号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）により台湾、オーストラリア等を指定している。

2 改正の概要

(1) 指定地域（狂犬病の清浄地域）の見直し 告示改正

指定地域として指定している英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、アイルランド及びスウェーデン（以下「対象地域」という。）において、EU諸国等（ルーマニア等の狂犬病の発生地域が含まれる。）から輸入される犬等の輸入条件を緩和する制度改正が行われ、平成24年1月1日から施行される予定となっている。

これに伴い、対象地域を指定地域から削除することとする。ただし、対象地域から直接輸入される犬等のうち次の要件をいずれも満たすものについては、平成24年1月1日から7月31日までの間は、指定地域から直接輸入される犬等とみなすこととする（別添参考2）。

① 特定犬等（平成24年1月1日以降に本邦及び指定地域以外の地域から対象地域に輸入された犬等をいう。）でない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明

書が添付されていること。

- ② 狂犬病の予防注射の実施状況及び血液中の抗体価を勘案して、平成24年1月1日から本邦に到着した日までの間狂犬病に対する免疫の効果を有していたと認められること。

(2) 狂犬病の非清浄地域等から輸入される犬等の係留期間の見直し 省令改正

狂犬病の非清浄地域等から輸入される犬等のうち、複数回抗体検査を行っている犬等については、前回の抗体検査のための採血をした日以降狂犬病の予防注射を定期的に受けていること等の要件に加え、最後の採血日が前回の採血日から180日以上2年以内の日であるときは、12時間以内の係留のみで輸入することができることとしている。

今般、犬等の輸入検疫の実施状況や狂犬病の専門家からの科学的・専門的な意見を踏まえ、最後の採血日が前回の採血日から2年以上経過した日である犬等についても、狂犬病の予防注射を定期的に受けていること等の要件が満たされていれば、12時間以内の係留のみで輸入することができることとする（別添参考3）。

3 施行期日

平成24年1月1日とする。